

平成 25 年 3 月 28 日  
公益社団法人 日本獣医師会

## 動物愛護管理法の一部を改正する法律の施行等のあり方 (基本指針についての意見及び要望)

1 今回の改正において、日本獣医師会及び動物愛護団体の懸案であった「マイクロチップによる所有明示措置」が義務化に向けて一定の前進をみたこと、及び「災害時の動物救護等の対策」が都道府県の策定する『動物愛護管理推進計画』で定める事項に加えられたことは、大いに評価できる。

### 2 所有明示(個体識別)措置の推進について

「所有者責任」の原則に基づくマイクロチップによる所有者明示・個体識別措置が、改正動物愛護管理法附則で「マイクロチップの装着等」として、研究開発の推進及び普及、装着に関する啓発、さらには、マイクロチップに関連する情報の管理体制の整備が施策として示され、これらに基づき講じられた施策等を勘案し、改正法の施行後 5 年を目途としてマイクロチップの装着の義務化への一定の道筋ができたが、「基本指針」においては、都道府県が定める『動物愛護管理推進計画』に次の事項を加えられたい。

#### (1) 譲渡動物への所有明示措置の推進

都道府県等の行政機関(動物愛護センター等)で行う犬・猫等の譲渡に際し、新たな飼い主の所有者責任等である当該譲渡動物への所有明示措置として、マイクロチップの装着を強く指導することを定めること。

#### (2) マイクロチップに関連する情報の管理体制の整備

さらに、譲渡後の当該動物のマイクロチップ情報の管理に併せて、他の家庭動物のマイクロチップ情報管理を『公益認定団体による管理(データベースへの登録)』とし、情報管理体制の乱立等の是正及び家庭動物の逸走時等の飼い主照会の一元化を図るなど、マイクロチップ情報管理体制の信頼性、迅速性等の確保等を願いたい。

### 3 災害時対策について

過去の震災等を踏まえ、日本獣医師会では平成 19 年度に地方獣医師会の「災害時動物救護・獣医療活動マニュアル」の策定・改定の検討ベースとして「災害時動物救護活動の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を策定し、災害時の動物救

護・獣医療活動の速やかな対応・実施に備えることとしたが、この度の東日本大震災を契機に、このガイドラインの見直しを行っている。

「基本指針」においては、都道府県が定める『動物愛護管理推進計画』に次の事項を加えられたい。

(1) 災害時動物救護活動の連携確保

地方獣医師会では、「災害時動物救護・獣医療活動マニュアル」等を策定するなど不測の災害に備えるべく鋭意努力を重ねているが、都道府県にあっては、域内の獣医師会、地方動物愛護団体等の活動マニュアルと当該都道府県の地域防災計画との整合性及び災害発生時の一体的な活動等に関する協働体制を確保することを定めること。

(2) 地方獣医師会等との災害時動物救護活動協定の締結

災害時における都道府県の域内関係団体との動物救護活動の連携を確保するため、平常時を含めた役割分担等に関する「災害時動物救護活動等の協定」の締結に関することを定めること。

#### 4 獣医師による通報について

この度の動物愛護管理法改正で、新たに法第 41 条の 2 として「動物虐待等に関する『獣医師による通報』」が創設されたが、この規定が実効あるものとするため「基本指針」等では、以下のことを検討願いたい。

獣医師による虐待の通報規定は、動物虐待等の防止に効果があると考えられるが、獣医師が診療において虐待の有無を明確に識別(判断)することは困難な場合があること。また、通報システムにおいて獣医師、動物愛護管理行政当局、警察・司法との連携を確保すべきであること。